

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」について

1 現状

- 平成23年8月10日に、歯科の視点から国民保健の向上に寄与するため「**歯科口腔保健の推進に関する法律**」（以下、「**歯科口腔保健法**」という。）が公布・施行された。
- 歯科口腔保健法第12条第1項において、「厚生労働大臣は、第7条から第11条までの施策につき、総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。」とされていることから、**国は「歯科口腔保健法の推進に関する専門委員会」を設置し、第1回目の会議を平成23年12月8日、第2回目を平成24年3月19日に開催し、現在歯科口腔保健の推進に関する「基本的事項」の素案について検討し、現在パブリックコメントを実施しているところである。（募集期間：平成24年5月12日～平成24年6月10日）**
その後、本年6月から7月に厚生労働大臣告示予定である。

2 課題・問題点

- 歯科口腔保健法の第13条に「都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。」とあるため、**本県においても、国の「基本的事項」を受け、歯科医療関係者、教育関係者、産業保健関係者との調整を行なうとともに、医療計画等の関係する計画との整合性を図りながら、県の基本的事項を策定していく。**

3 今後の対応

- 県が策定する「基本的事項」の内容については、**本県が実施する「健康づくり推進協議会（旧生活習慣病対策協議会）」、「同協議会 歯科保健部会」及び、本年度新たに開催する「新しい健康づくりプラン策定部会」において策定する。**

(スケジュール)

- 平成24年5月 新しい健康づくりプラン 骨子案検討
- ゝ 6月 第1回健康づくり推進協議会の開催
第1回新しい健康づくりプラン策定部会の開催
- ゝ 7月 生活習慣（歯科を含む）に関する調査の実施
第1回健康づくり推進協議会 歯科保健部会の開催
- ゝ 11月 第2回新しい健康づくりプラン策定部会の開催 素案検討
- ゝ 12月 第2回健康づくり推進協議会 歯科保健部会の開催
パブリック・コメント実施
- 平成25年2月 第3回新しい健康づくりプラン策定部会の開催
第2回健康づくり推進協議会の開催
- ゝ 3月 「県の基本的事項」の策定・公表

<参考> 国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の基本的な方針（案）

①口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

ライフステージごとの特性等を踏まえ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策を展開し、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を実現する。

②歯科疾患の予防

歯科疾患の成り立ちや予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。

③生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

口腔機能の維持・向上のため、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等を推進。

④定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者、介護を必要とする高齢者その他の者で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る。

⑤歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、国及び地方公共団体へ歯科専門職の配置、定期歯科検診の受診勧奨、および地方公共団体に口腔保健支援センターの設置（努力）。